

第 27 回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第 27 回 新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年12月25日(木)午後2時00分 新城市役所 4階会議室4-2・4-3

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番	河合勝正	議席2番	西郷耕一	議席3番	欠員
議席4番	原田裕子	議席5番	武川喜久	議席6番	生田智美
議席7番	欠席	議席8番	竹川正文	議席9番	森本逸男
議席10番	森野哲明	議席11番	久保田尚子	議席12番	小山嘉之

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 松山元晃

書記 近藤由幸 美澤藍 小出千恵子 松井亜詠

加藤良一 豊田比呂子

午後2時00分 開会

議長	<p>ただいまの出席委員は11人中10名です。定足数に達しております。第27回新城市農業委員会を開会します。 日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め指名いたします。 2番委員、4番委員 お願いします。</p>
議長	<p>次に、日程第2の議案の審議を行います。</p>
議長	<p>はじめに、第129号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第129号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転10件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は45年、年間従事予定日数は250日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分及び自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は21,107.20㎡です。権利取得後は、野菜・ナスの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>申請番号2番 譲渡人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・子がおり、農作業歴は37年・15年、年間従事予定日数は365日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で6分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は55,101.00㎡です。権利取得後は、露地野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>申請番号3番 経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻・母がおり、農作業歴は40年・20年・60年、年間従事予定日数は150日・100日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自動車で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は8,603.80㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>申請番号4番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は50年・46年、年間従事予定日数は280日・200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。</p>

取得後の経営予定面積は 21,551.08 m²です。権利取得後は、茶の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号5番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は40年・31年で、年間従事予定日数は300日・200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車ですら1～2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は496,642.91 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号6番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は10年で、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を購入予定です。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は257.00 m²です。権利取得後は、馬鈴薯・茄子・かぼちゃ・さつま芋の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号7番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年、年間従事予定日数は200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の居住予定地から徒歩で1～2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,751.00 m²です。権利取得後は、露地野菜・花・柿・香花・栗・梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号8番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・子・子の妻がおり、農作業歴は50年・30年・10年・10年で、年間従事予定日数は10日・200日・15日・10日あり、必要な農作業従事を予定しています。農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3,708.65 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号9番

譲受人の自己所有地と一体で管理するため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は62年・55年、年間従事予定日数は150日・150日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は7,797.00 m²です。権利取得後は、夏秋野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号10番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・母がおり、農作業歴は32年・13年・58年、年間従事予定日数は80日・10日・120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車ですら3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は12,542.00 m²です。権利取得後は、季節野菜・水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

	<p>以上、申請番号1番から10番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。 第129号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>なければただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>その他の質問はないようです。 それでは、採決をとりたいと思います。第129号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第130号議案農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第130号議案について説明させていただきます。議案書7ページをご覧ください。転用1件です。議案書8ページをご覧ください。</p> <p>当該地についての補足ですが、この土地は申請者と申請者の実姉の共有持ち分農地となります。この姉にあたる方が令和7年3月に亡くなりました。亡くなる前に、ご自身の配偶者や子ではなく、弟である申請者へ土地を譲り渡す旨の遺言を残しておりました。今般遺言に基づき、所有権移転を行うことと地目の変更を行うに至りました。</p> <p>共有持分の農地において、共有者のうちの一人だけによる単独申請の転用は4条と5条の同時申請が必要となります。今般は自身の持分のみの地目変更申請に焦点を当てたものです。</p> <p>改めて案件の説明に入ります。 申請者の亡き父が昭和55年に駐車場として整備し、現在に至るまで雑種地として利用しておりました。今般是正を兼ねて申請をするものです。雑種地として利用していたことに対する申し開きの始末書が添付されております。</p> <p>立地基準の説明となります。農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね10ha未満の区域にある農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」であるため第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、現況是正のための申請とのことから、今般の転用計画はやむを得ない規模と考えます。雨水は自然浸透です。現状のまま利用する予定です。他法令調整についても該当はありません。</p> <p>事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われれます。</p> <p>以上、第130号議案1件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 説明は以上となります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>特に質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>

	<p>第130号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第131号議案の農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第131号議案について説明させていただきます。 議案書9ページをご覧ください。所有権移転4件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1の計6件です。 議案書10ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。</p> <p>申請番号1番 先ほどの4条の申請内容と関連するものです。 共有持分の農地の所有権移転とすでに駐車場として利用しているため、地目是正を兼ねて申請をするものです。農地法の許可を得ずに、雑種地として利用していたことに対する始末書が添付されております。 立地基準の説明となります。農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地に近接しており、一団農地の規模が概ね10ha未満の区域にある農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」であるため第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、現況は正のための申請であることから、今般の転用計画はやむを得ない規模と考えます。雨水は自然浸透です。現状のまま利用する予定です。他法令調整については整理済となります。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま</p> <p>申請番号2番 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、沈砂池を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する合意書が添付されております。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま</p> <p>申請番号3番 売買により、既に資材置場として利用している土地の現況是正を兼ねて申請するものです。共有持分の農地の所有権移転とすでに駐車場として利用しているため、地目是正を兼ねて申請をするものです。転用の許可を得ず雑種地として利用していたことに対する始末書が添付されています。 立地基準の説明となります。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」であるため第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、現況は正のための申請であることから、今般の転用計画はやむを得ない規模と考えます。雨水は自然浸透です。現状のまま利用する予定です。他法令調整については整理済です。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま</p> <p>申請番号4番 使用貸借権を設定し、分家住宅建築を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに</p>

供するもの」であるため第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。融資結果回答書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで、給水については、上水道と接続し、汚水排水については、合併浄化槽にて処理し、側溝へ放流予定です。また、他法令調整については、都市計画法の申請手続き中です。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号5番

売買により、駐車場整備を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」であるため第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。融資証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しております。また、他法令関係は整理済です。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号6番

賃借により、ケーブル埋設地兼作業用通路設置を目的として転用するものです。

ケーブル埋設する理由は、中部電力の電線へ連系するためとなります。

こちらの案件は次の議案の関連しておりますので、概要を説明します。

借人は令和7年7月に申請地隣接農地にて恒久転用の許可を得て、当該地にて発電事業を行う計画でした。この発電事業は中部電力への送配電線連系が不可欠であり、連系に向けての契約金を中部電力へ支払っていることも確認できておりましたが、当初予定していたルートでの電線連系が不可能となり、迂回ルートで連系することになりました。ケーブル埋設後の土地表面部分を転圧して作業用通路としての活用も予定しておりますので、今般の申請に至るものです。

この案件については、本来、農地転用の許可を得てから工事をする必要がありますが、今月の11日に農地の現場確認をしたところ、すでにケーブルが農地に埋設してありました。19日の事前審査会にて担当地区委員から「違反転用では」「順番がおかしいのでは」といった懸念の声が上がり、非常に紛糾した話し合いとなりました。事業者側からは、ケーブル埋設工事を委託先の業者が行った旨の説明と監督不行き届き者に対する謝罪がありました。

この審査会を経て県知事に対する申し開き、経緯、今後違反転用をしない旨の誓約を記載した書類が23日に事務局に届きました。

転用申請における農業委員会の役割は、許可権者へ意見具申することです。立地基準や一般基準を満たしているかの確認し、申請者たちへの行った実情調査内容を総会で共有し、意見をまとめて議決する必要があります。

この案件を議案として上程した理由は2つあります。

「立地・一般基準を満たしている状態であること」と「上程をしないということは行政手続法に反する行為にあたる」からです。

まず基準の整理を行います。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、他法令も整理済です。ケーブル埋設をしたことに対する始末書が添付されております。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

次に、法に反する行為とはどういう事なのかを説明します。

農業委員会は受付してからに審査を行い許可権者の県へ上申する必要があります。上申する義務がある中で、上申するための審議の場に議案を上げないことは不作為が存在する

	<p>ことを証明します。不作為とは行政庁等が申請に対して何らも処分しないことです。申請に対する不作為がある行為は行政手続法に反します。つまり事業者が不服申し立てをされた場合に、農業委員会側に適切な根拠がなく法的に不利な立場に立たされる可能性があります。</p> <p>以上の点を踏まえて、ご審議頂きたいです。</p> <p>以上、第 131 号議案 6 件に全てにつき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
農業委員	<p>申請番号 6 番についてですが、説明がありましたとおり、現地確認の際にはすでに工事が完了していたのは事実です。事前審査会には行政書士と業者が来ましたが、個人的には謝ったら大目に見てもらえると思われているように感じてしまいました。今回の案件を許してしまうと、今後も確信犯が増えないか懸念されるため、埋めたケーブルをもとに戻して、我々に確認してもらうのが筋ではないでしょうかと業者へ申し上げました。農地法がある以上は、法律に従ってもらう必要があると思います。ほか 3 人の委員も同じような考えであったかと思ひますし、総会でみなさんの意見をぜひ聞きたいです。</p>
議長	<p>■■委員から補足をいただきました。確かに違反転用ということではありますが、ほかに補足がありますでしょうか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>この会社は昔から太陽光に関連した申請を新城市でしていますか？</p>
事務局	<p>今年が初めての申請です。</p>
農業委員	<p>太陽光の配線のみ、事後報告になったことについては確信犯ではないかということを伝えたいです。</p>
農業委員	<p>事前審査会においては、まだ始末書が出ていなかったということですよ。事前審査会の後に出されたということですよ。</p>
事務局	<p>そうです。始末書の内容としては、申請者が下請けを雇っていて、管理不行き届きだったのは申し訳ないが、下請けが法の理解が浅くわからずやってしまったとのことです。申請者は申請が必要なことは知っていて提出をしたが、その間に下請けがやってしまった。悪質というよりも管理が行き届いていなかったとのことです。</p>
議長	<p>過去にも始末書を出していただいて、いくつか許可相当意見としての進達をしてきたこともあります。</p>
農業委員	<p>12 月の申請時には 2 月に工事を行う予定でいたのに、下請けが事前審査の前に勝手にやってしまった。工事を予定日より前に行ったことが問題ですよ。</p>
推進委員	<p>悪意行為の有無についてですが、下請け業者が勝手にやっていたのか、誰かの指示を受けた上で行ったのかを明確にする必要があるかと思ひます。</p>
事務局	<p>ケーブルを通すようには元請けから指示はしたが、許可がでてから工事をする旨が下請けには通じていなくて、工事を完了させてしまった。という状況です。</p>
事務局長	<p>近年、農地法の違反で始末書案件が多く、悪質性のあるものもあります。農業委員で審査しているのに軽視していると思われる気持ちも十分にわかりますし、農業委員会として、このような意見があるということをついて県に上げること、そういった整理も可能です。</p>

議長	<p>その他意見ありませんか。特段なければご理解いただけたと思います。それでは採決をとりたいと思います。</p>
議長	<p>第 131 号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第 132 号議案の事業計画変更承認願いに対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 132 号議案について説明させていただきます。議案書 12 ページをご覧ください。変更 1 件です。議案書 13 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。 第 131 号議案番号 6 の説明の内容と重複しますが、簡潔にまとめて説明します。 今年の 7 月に転用許可を得た発電事業に事業計画の変更が生じました。 新たな事業用地として中電との連系ケーブル埋設地が必要となり、ケーブル埋設後は土 地表面部分を転圧し、作業通路として活用することを目的として事業計画変更願いを提出 するものです。 先ほどの議案でもご説明した通り、既にケーブルが埋設されていることに対する申し開 き、経緯、今後違反転用をしない旨の誓約した書類が 23 日付けで提出されました。 資金調達等ができており、転用目的の達成が可能と判断され、排水方法・日照等に問題 はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>以上、第 132 号議案 1 件につき、承認相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>特に質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p>
議長	<p>第 132 号議案について、原案のとおり承認相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第 133 号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 による 農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>133 号議案についてご説明いたします。 議案書の 14 頁をご覧ください。農業振興地域整備計画に対する意見の決定についてです。 今回は除外 1 件の申し出がありました。 議案書 15 頁と別添資料「第 133 号議案 関係資料」をご覧ください。主には別添資料を 中心に説明をさせていただきます。</p> <p>それでは説明を進めさせていただきます。第 133 号議案の関係資料の 1 頁をご覧ください。 申し出者は記載のとおりです。申出地については、3 頁に一覧を載せております。 この案件は、富保地内の農地 9 筆、9,450 m²を公共事業等での残土のストックヤードと するための申し出になります。</p>

申出者は、門谷地内にて土木工事や建築工事を営む会社になります。
予てより公共事業を発注させていただきことも多く、その際に発生する残土をまとめて置いておけるストックヤードの確保に悩んでいたとのことです。
この度、事業の効率化を図るため、点在していたストックヤードを一か所に集約する計画を立て、適地を探していました。
土地の選定にあたっては、申出者が所有している土地では、十分なスペースが確保できなかったため、土地を探していたところ、本申出地の所有者らより合意が得られたため本申出に至ったものです。
なお、本申出地は既にストックヤードとした利用がされている実態があり、是正を兼ねての申し出となります。
利用計画図を7頁に、始末書を10頁に添付いたしております。
聞き取りでは、農振除外と農地転用が認められた後も、造成等の手を入れる予定はなく、このまま利用するように聞いております。

関係資料の2頁になります。

農振除外の要件としましては、申出地は地域計画区域外に存在し、集落に接続し、農用地区域の周辺部であるため、当該地の除外後も集団性を損なわないこと。また、当該地における農業経営を営む者に対する農用地利用集積の実態はないため支障はなく、周辺農業施設への影響もないことなどから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

以上のことから第133号議案については、除外申出について適当であるを原案といたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。
ただいまから、質疑に入ります。
このことについて質問または意見がある方は挙手をお願いします。

議長

ご発言もありません。採決を取りたいと思います。

議長

第133号議案について、原案のとおり除外の申し出について適当であることに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長

つづいて、第134号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第18号各号に基づく農用地利用集積等促進計画に対する要請及び意見の決定について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第134号議案について説明させていただきます。議案書16ページをご覧ください。

使用貸借権設定45件、賃借権設定5件です。耕作者変更である、賃借権移転5筆使用貸借移転2筆です。はじめに、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、意見を求めます。

議案書17ページをご覧ください。権利の設定は議案書のとおり令和8年2月1日付契約開始です。今回の議案については新規就農が1件ありますので、議案書19ページをご覧ください。申請番号15番。愛郷 地内の 畑3筆561㎡に使用貸借権を設定し、サツマイモ、キュウリ、大根の作付けをします。

また設定後の耕作者について、農業従事者は1名ですが、補助者として息子が従事します。通作距離は自宅から約150mで農業従事日数は200日であり、農作業に必要な農機具を所有しています。

つづいて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、地域計画区域外の農地につきましては別途、促進計画に定めることの要請することについて、意見を求めます。

地域計画区域外の農地については、備考欄に記載のとおりです。

なお、地域計画の担当からは、令和7年12月19日付で計画を定めることについて特に意見なしという意見書を頂いています。こちらも詳細は議案書のとおりです。

以上、番号1番から50番及び耕作者変更につきましては、農用地利用集積等促進計画の

	<p>内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合しており賃貸借権の設定等を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 134 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員から何か補足等はありませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから審議に入りますが、本議案の番号 24 番から 50 番について農業委員が「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決をとりたいと思います。</p>
議長	<p>議事参与をうける案件以外の番号について、原案のとおり要請及び意見の決定について適当であるとするに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>続いて、24 番から 50 番になります。ここで武川委員には一時退室をお願いします。</p>
議長	<p>農業委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議長	<p>該当番号について、原案のとおり要請及び意見の決定について適当であるとするに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>事務局は委員を入室させてください。 (委員入室、着席)</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 (議案書のとおり説明。)</p>
議長	<p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。</p>
議長	<p>以上をもちまして、第 27 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>
	<p>午後 4 時 0 0 分議長は本会の閉会を宣した。</p>